

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲 等に関する検討会
無償化に関する意見書

平成 30 年 3 月 9 日（金）
公益社団法人 全国保育サービス協会

1 提供しているサービス（内容・時間）について

A：地域型保育給付の居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳児または幼児の居宅で家庭的保育者による保育を 1 対 1 で行う事業。対象児童により夜間の保育もあるが基本は保育所と同様。

B：認可外の居宅訪問保育

子どもの居宅、その他保護者が希望する場所で行われる個別的保育。保育所等で対応できない時間帯や曜日の利用、保育所に入所しにくい勤務形態の方の利用が多く、日中の利用よりは夕方以降の 2 時間から 3 時間の利用が多い。

2 利用者について

A：地域型保育給付の居宅訪問型保育事業

障害や疾病等の程度を勘案し集団保育が利用しにくい児童の他、待機児童対策として保育所等に入所できなかった児童への対応として活用する自治体もある。

B：認可外の居宅訪問保育

仕事を理由として利用する方が約 7 割を占める。残業時や病後児保育の利用の他、通常の勤務時の利用も多い。その他は社会的事由、在宅子育て家庭の利用もある。いわゆるスポット保育と呼ばれる一時的な保育の割合が高いが、継続的、定期的な利用もみられる。

3 利用料について

A：地域型保育給付の居宅訪問型保育事業

公定価格に基づく。

B：認可外の居宅訪問保育

東京都では約 2000 円、東京以外では約 1650 円。

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業による割引券制度の他、地方自治体による利用料助成制度もある。

4 無償化に関する意見

- ① 地域型保育給付の居宅訪問型保育事業については、幼児教育無償化の対象となり得る。
- ② 待機児童対策として、地方自治体が独自に進めている保育事業や補助制度については、一定の規程等の条件が設けられているものであり、これらについても幼児教育無償化の対象として検討することが必要である。
- ③ 認可外の居宅訪問型保育については、幼児教育の無償化の対象となる教育・保育施設に通っている場合もあり、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の対象の拡大や運用体制の見直し等により、こういった事業をより利用しやすい仕組みへと充実させることを期待する。
- ④ 幼児教育無償化は本来すべての子どもに保障されるべきものである。希望する施設への入所が確保できない現状において、認可事業に入所できた子どもだけを対象とすべきではないと考える。待機児童が解消されても、認可事業だけで子どもの受け入れをすることは不可能である。そのため認可外保育施設を利用する子どもも無償化の対象とすることが必要と考えるが、この検討の機会を是非、認可外保育施設の質の向上に結びつけられるよう、一定の条件を付した上で、幼児教育無償の対象とすることを検討していただきたい。

認可外の居宅訪問型保育については、個々の家庭で行われる保育について事業者が保育の質の管理、安全対策、人材養成、賠償責任保険等について全責任を負っているので、無償化ではなくとも、一定の基準や条件を定め、その要件を満たす場合に、無償ではなくとも助成等によって保育の質を担保する必要がある。